

## 犯罪被害者支援弁護士制度検討会（第3回） 議事要旨

### 1 日時

令和2年10月7日（水） 午前10時30分～午後零時10分

### 2 場所

法務省1階東京保護観察所会議室

### 3 議題

- (1) 内閣府による犯罪被害者支援に関する取組について
- (2) 警察庁による犯罪被害者支援に関する取組について
- (3) 法テラスによる犯罪被害者支援について
- (4) 意見交換

### 4 議事等

#### (1) 内閣府による犯罪被害者支援に関する取組について

内閣府から、資料1-1, 1-2に基づき、以下のとおり、内閣府による犯罪被害者支援に関する取組について説明があった。なお、各委員の質疑に対する回答の一部は、秘書課又は長谷川委員から回答している。

##### ア ワンストップ支援センターの支援概要

内閣府男女共同参画局では、性犯罪・性暴力被害者支援として、都道府県のワンストップ支援センターに対する支援を行っている。

ワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から医療的支援、心理的支援、法的支援などの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することで、被害者の負担を軽減して健康の回復を図り、警察への届出の促進や、被害の潜在化を防止することを目的として設置されるものである。

ワンストップ支援センターの核となる機能等については、資料1-1の1頁記載のとおりである。

第4次男女共同参画基本計画では、2020年度までに全ての都道府県にワンストップ支援センターを設置することが目標とされていたが、2018年10月に前倒しで全都道府県設置という目標を達成している。なお、47都道府県のうち24時間365日運営となっているのが、令和2年4月現在で20都府県となっている。

##### イ ワンストップ支援センターの強化について

令和2年6月11日に橋本聖子男女共同参画担当大臣の下で取りまとめられた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、令和2年度から令和4年度の3年間を「集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の強化に取り組むこととしている。

この方針の中で、ワンストップ支援センターについては、被害申告・相談をしやすい環境の整備として、ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化、具体的には、全国共通短縮番号「# 8891、はやくワンストップ」の導入、夜間休日対応コールセンターの設置検討、センター等の増設の検討などが挙げられている。

また、切れ目のない手厚い被害者支援の確立として、ワンストップ支援センターと関係機関とのさらなる連携強化が必要であり、国レベルで検討の場を置き、令和2年度内に一定の結論を得て取組を推進するとされている。これを受け、内閣府では、令和2年9月に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議を設置し、その検討を開始したところである。

#### ウ 性犯罪・性暴力対策の強化の方針に関する総理の発言等

令和2年6月、性犯罪・性暴力対策の強化の方針が取りまとめられた後、令和2年7月、すべての女性が輝く社会づくり本部において、総理から、被害者支援のためのセンター増設や夜間休日対応のコールセンターの設置、若者が相談しやすいSNS相談などの取組を進めるとの発言があり、「骨太方針2020」には、今後3年間を集中強化期間として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化するということが記載された。

#### エ 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金は、都道府県が所管するワンストップ支援センターの運営や、被害者の医療費等を支援するためのものである。対象経費としては、都道府県が負担した①相談センターの運営費等、②被害者の医療費等があり、前者については内閣府で2分の1を補助、後者について3分の1を補助している。①の相談センターの運営費等の中には、法的支援に関する費用も含まれている。

#### オ ワンストップ支援センターにおける支援の流れ

センターでは、まず電話などで相談を受け、面接相談を行ったり、様々な関係機関に被害者が赴く際の同行支援を行っている。急性期対応としては、緊急避妊、証拠採取、警察での被害届の提出に係る支援が重要である。あるいはまた、法的支援として、弁護士紹介、法律相談等を行っている。

性犯罪・性暴力の被害に関しては、多くの方が中長期的に被害に苦しむことがあります、中長期の対応も重要であり、法的支援のほかに、特に行政機関等と福祉との連携、自立支援などの取組も行っている。

支援の流れにおける主な課題としては、相談窓口の周知、24時間対応体制の構築、相談能力向上、コーディネーター等の配置などがある。また、ワンストップ支援センター以外の機関に相談に行った場合でも、より専門的な支援が必要になれば、すぐにワンストップ支援センターにつながれること、あるいはワンストップ支援センターが支援をしていくにあたり、病院、弁護士、行政、警察などとしっかりと連携しながら支援していくということが課題となっている。

全てのワンストップ支援センターにおいて、こうした課題に対応できるようワンストップ支援センター強化検討会議の議論を進め、交付金を活用した支援を推

進していく。

カ 各委員からの質疑に対する回答

- ワンストップ支援センターにおいて受理をしている案件の中で、急性期のものがどの程度の件数あり、どういった類型のどの程度の数のワンストップ支援センターが急性期の支援に対応できているのか。

急性期とそうでないものを区別したデータはないが、令和2年3月にまとめたセンターを対象にした支援状況調査の結果によれば、心理的支援が延べ1,323件、同行支援が延べ1,122件、医療支援が延べ804件、法的支援が延べ278件となっている。なお、対象期間は令和元年6月1日から8月31日までの3か月間である。

- 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の中に、出所者情報の地方公共団体への提供という記述があるが、満期出所の場合の帰住先については、本当に出所者がそこに居住しているか分からぬのではないか、そうであれば、出所者情報の地方公共団体への提供はあまり意味がないのではないか。

出所者情報の地方公共団体への提供についてであるが、例えば、大阪府の取組で言うと、出所者が帰住先を大阪府内にする場合、子供に対する性犯罪を犯した者であれば、条例で住所の届出義務が課されている。この届出があった場合、府の職員の方が訪問調査をして本当に住んでいるかどうかを確認することとなっている。国側では、きちんと個人情報を管理できる体制が整った自治体について、法務省関係部局との間で覚書のようなものを結び、自治体側から照会があれば該当の受刑歴があるなどを回答することとしており、自治体側では、その回答に基づいて、帰住先を大阪府内とした出所者が、条例で届出義務が課されている性犯罪を犯して受刑した者なのかどうかを確認し、再犯防止のための支援を行うこととなっている。

(秘書課から回答)

- ワンストップ支援センターは、どのような形で弁護士との連携を図っているのか。

組織的なものとしては、センターの運営委員として協力弁護士が関わったり、センターが弁護士会などとの会議を開催して連携を図っていると承知している。令和2年9月から行っているワンストップ支援センター強化検討会議においても、日本弁護士連合会の方にオブザーバーとして参加していただいている。引き続き更なる連携の在り方について検討していきたいと考えている。

個別の弁護士との連携については、性犯罪・性暴力の被害者が希望する場合、専門的な知識・経験のある弁護士の紹介をしたり、被害届の提出を迷う場合や加害者からの示談の申出があった場合などに法律相談として、弁護士を紹介するなど、連携して支援を進めているものと承知している。

- ワンストップ支援センターの課題として、協力弁護士の確保という点が挙げられているのはなぜか。

センターの中には、専門的な知識・経験のある弁護士の確保が難しいといったセンターもあり、ワンストップ支援センター強化検討会議において、連携の在り

方を検討していきたいと考えている。

- ワンストップ支援センターが弁護士と連携した際の弁護士費用については、どうなっているのか。

内閣府では、交付金により、ワンストップ支援センターの法的支援のために、弁護士の報酬、謝金、旅費、通信運搬費などの経費を、都道府県に交付している。

- ワンストップ支援センターと弁護士との連携状況については、調査報告が既に出ていているのではないか。次回、その調査報告の概要や結果を報告してもらえないか。

確認の上、可能な限り、回答する。

- ワンストップ支援センターの現状として、支援を行う民間団体、弁護士等への資金援助や、支援に対する報酬、弁護士費用の支払いなどがどういう実態になっているのか説明してもらいたい。

確認の上、可能な限り、資料を提出する。

- ワンストップ支援センターと連携した弁護士が行う法律相談の支援と、法テラス・弁護士会が行う法律相談の支援とでは重なっている部分はあるのか。

重なり合いはあり、1人の弁護士が、例えば性暴力被害者の支援に関心があるときに、法テラスの方にも協力します、ワンストップ支援センターの方にも協力しますということは全国である。

(長谷川委員から回答)

- ワンストップ支援センターで弁護士による法律相談を受ける場合、被害者が費用を負担するのか。ワンストップ支援センターが費用を負担するのか。

内閣府では、交付金により、ワンストップ支援センターにおける法的支援に係る経費について、30万円を上限とし、2分の1を都道府県に交付している。

事件に係る弁護士費用に関する網羅的な調査はないが、各センターでは、様々な制度を利用し、被害者の負担ができる限り少なくなるよう取り組んでいる。例えば、協力弁護士による法律相談は、内閣府の交付金を使い、必要に応じ、法テラスや日弁連の制度を利用することもあると聞いている。

- 被害届を出しているかどうかで、弁護士による法律相談の支援に違いはあるのか。

被害届の提出について迷うときなど、弁護士による法律相談を利用する被害者もあると聞いている。また、被害届を出さなかった場合でも、状況に応じ、弁護士による法律相談を利用する被害者もあると聞いている。

- ワンストップ支援センターの法的支援に関し、各センターでどの程度の費用がかかっているのか。その費用は、都道府県、ワンストップ支援センター、被害者のいずれがどのように負担しているのか。弁護士が法的支援を行う場合、その費用については、どの程度手当がされているのか、手当がされている場合、そのお金はどこから出ているのか。ワンストップ支援センターと弁護士との役割分担はどのようにになっているのか。

確認の上、可能な範囲で回答する。

## (2) 警察庁による犯罪被害者支援に関する取組について

警察庁から、資料2-1、2-2に基づき、以下のとおり、警察庁による犯罪被害者支援に関する取組について説明があった。

#### ア 警察における犯罪被害者支援

警察においては、犯罪発生当初から犯罪被害者と密接に関わりをもっているという事実上の側面と、警察が犯罪被害者を保護する責任を負っているという側面から、犯罪被害者の視点に立った施策を推進している。

##### (ア) 捜査等の過程における情報提供

犯罪発生当初においては、犯罪被害者の多くは、ショックを受けている上、その後、どういう形で刑事手続が進んでいくのか、初めての経験で分からぬ方も多数いる。このため、警察において犯罪被害者支援を始めるにあたり、どういう形で情報提供をしていくのかが、まずは重要という認識である。

情報提供の具体的方策の一つとして、都道府県警察において作成した「被害者の手引」を使って、犯罪被害者に対し、今後の刑事手続がどうなるか、どういった相談機関、窓口があるかを説明したり伝えたりしている。

二つ目として、指定被害者支援要員制度があり、犯罪被害者に接する際にどういった支援が望ましいかについてしっかり研修等を受けた支援要員を指定し、基本的にその指定要員に犯罪被害者の対応や犯罪被害者との連絡をしてもらっている。

三つ目として、被害者連絡制度があり、犯罪被害者が希望した場合、現在の捜査状況がどうなっているのか、被疑者は逮捕されたのか、起訴されたのかなど被疑者に関する刑事手続の情報を犯罪被害者に伝えている。

##### (イ) 精神的被害の回復への支援

特に性犯罪の被害者などは、精神的な被害を大きく負ってしまうこともあります、そういう犯罪被害者の被害回復も非常に重要だと考えている。カウンセリング体制として、警察組織の中に、カウンセリングの専門的な技術を有する職員を配置したり、地域の医療機関等とカウンセリングに関する連携をしたり、犯罪被害者自身が特定の病院で受診したいという場合、そのカウンセリング費用を公的に負担するという制度もある。

##### (ウ) 経済的負担の軽減に資する支援

警察では、犯罪被害者の経済的負担の軽減に資する支援として、犯罪被害給付制度がある。この制度の趣旨は、犯罪被害者自身や亡くなった被害者の遺族に対し、被害の早期軽減ないしは再び平穏な生活を営むことができるよう支援をする点にある。

3つの給付制度があり、遺族給付金、重症病給付金、障害給付金がある。

おおむね5年間の実績として、毎年、10億円程度、合計400人弱の犯罪被害者等に対し、給付を行っている。

犯罪被害給付制度の他に、様々な公費負担制度があり、例えば、犯罪被害者の医療機関での初診料、遺体の搬送費等を負担するとか、自宅が被害現場となりそこに継続して住みづらい、避難をする必要があるという場合、ホテルや民宿を借り上げて一時避難場所を確保し、その費用を負担している。特に性犯罪

については、緊急避妊経費等の費用を公費で負担している。

(エ) 安全の確保、性犯罪被害者への支援等

警察としては、再被害防止措置も重要であると認識しており、やはり犯罪被害者が再度被害に遭う可能性があるとなれば、それは抑止しなければならないという立場であるため、そういう可能性があると認められる方を再被害防止の対象に指定し、個別の犯罪被害の状況に応じて、例えば、身辺警戒をしたり、周辺のパトロールをしたり、緊急の場合に使用する通報装置を貸し出すなどしている。

性犯罪については、犯罪の性質上、なかなか相談しにくい、または相談したくない、そういう性質があると思われるため、警察としてはできる限り相談しやすい環境を整えることが重要だと考えている。警察の被害相談電話というものがあり、#8103の短縮番号、「ハートさん」という全国共通番号を押してもらえれば、全国どこにいてもその都道府県の警察につながるという制度を設けている。

また、適切な捜査員を配置する必要もあるため、犯罪被害者が希望する性別の捜査員を担当にしたり、緊急避妊等の公費負担による早期受診の促進等を図っている。

(オ) 関係機関・団体などの連携

犯罪被害者支援においては、警察だけでなく、様々な機関との連携の仕組みを作ることが重要だと認識している。犯罪被害者等給付金支給法に規定された犯罪被害者等早期援助団体との連携として、一定の民間団体を犯罪被害者等早期援助団体に指定し、警察が保有している犯罪被害者に関する情報を、犯罪被害者の同意を得た上で、その指定団体と共有し、その指定団体に、警察では行いにくい、警察からして欲しくないとされている支援をしてもらうことができる仕組みを設けている。

指定団体以外にも様々な機関と連携しており、県単位、警察署単位で各関係機関と連携するための被害者支援連絡協議会を設けたり、例えば、日本司法支援センター、弁護士会、ワンストップ支援センターといった機関とも定期的に協議を行う連絡協議会を設けたりして連絡をとるようにしている。

イ 犯罪被害者等基本計画の策定経緯・検討状況等

犯罪被害者等基本法が平成17年に施行され、そこでは、政府が犯罪被害者等基本計画を定めなければならないと明記された。そのことに伴い、政府では、平成17年以降、犯罪被害者等基本計画を策定しており、現在第3次の基本計画まで策定をしている。もともと犯罪被害者等基本計画ないしは基本計画を策定する推進会議の庶務は内閣府が担っていたが、平成28年4月に第3次の基本計画が閣議決定された時期に、その庶務を警察庁において行うこととなった。現在、第4次の基本計画策定に向けて検討を続けている。基本計画の推進会議は、内閣総理大臣を会長とする会議であり、有識者も交えて基本計画の在り方について議論をしている。

ウ 各委員からの質疑に対する回答

- 各地の弁護士会と警察庁との連携状況は具体的にどのようにになっているのか。

犯罪被害者が、弁護士に法律相談したいと言った場合、どのような形で弁護士を紹介するのか。

東京については、警察と弁護士会とで連携を図り、犯罪被害者から法律相談、特に損害賠償や示談について聞きたいという要望があれば、警察から弁護士会での取組を紹介させてもらうなどして弁護士へ引き継いでいる。そのほかの地域でも、警察と弁護士会等とで協定書を結び、犯罪による被害が発生し、緊急に必要がある場合は、連携してどのような対応をとるのかということを定めるという取組もいくつかの地域で行っていると承知している。各都道府県ごとに、協定の主体も様々であり、弁護士会と警察という形もあれば、被害者支援センターを含めた三者で合意をする形もある。また、その中で、主体が被害者支援センターとなったり、警察となったりする場合もある。

- 経済的負担の軽減に資する支援として、弁護士による法律相談といった法的支援について公費負担は検討されたことはないのか。警察庁の所管でなければどこなのか。東京都では、今年度から弁護士による法律相談に助成を開始したと聞いており、このような取組は他の地域でも行われていないのか。

犯罪被害者支援への取組として予算措置を受けている中で、法律相談に関する部分のみを切り出す形にはしていないと思われる。基本的には、警察では対応できない支援に関し、先ほど説明した指定団体をはじめとする民間支援団体が行う直接的な支援や相談業務に付随して必要となる費用について、全体として民間支援団体に対する補助金として交付している。この交付金については、民間団体の判断で、民間支援団体が必要と考えている業務に使用しており、法律相談に関する部分だけを切り出して検討することは行っていない。法的支援の公費負担に関する所管については、難しい問題であり、回答は差し控えたい。

### (3) 法テラスによる犯罪被害者支援について

法テラスから、資料3-1～3-3に基づき、以下のとおり、法テラスによる犯罪被害者支援について説明があった。

ア 被疑者・被告人の国選弁護人が行った示談交渉について国費でカバーされるか  
国選弁護人の報酬は、①通常報酬と②加算報酬から構成されており、被害者との示談の成立は、刑事弁護活動における成果の一つとして、②加算報酬の算定の対象となっている。

被疑者段階について説明すると、被害者等との間で和解契約が成立したなどの各成果が得られた場合で、かつその事実を証明する書面の写しが検察官に提出されたときに被害者の人数に応じて加算報酬を算定することとなっている。

被告人段階では、同様の各成果が得られた場合で、かつその事実を証明する書面の写しが公判手続において証拠として取り調べられたときに、被害者の人数に応じて加算報酬を算定することとなっている。

#### イ 法テラスと犯罪被害者支援関係機関との会議の実施状況

いかなる機関の主催によるものかといった観点で集計は行っていないものの、被害者支援センター、ワンストップ支援センター、犯罪被害者支援連絡協議会、DⅤ防止法第9条連絡協議会で区分し、各関係の会議の実施状況についてカウント

した結果は、資料3-2のとおりである。

必ずしも全地方事務所が全ての関係の会議に参加しているわけではないが、地域や地方事務所の規模等による隔たり・偏りがあるわけではなく、全国の地方事務所において犯罪被害者支援関係機関が参加する会議に出席している。

ウ 犯罪被害者がどこから法テラスを紹介されているか

コールセンターの犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所の窓口について、若干の傾向の違いはあるものの、多くは、警察、弁護士会、地方自治体等から紹介してもらっている。

エ 各委員からの質疑に対する回答

- 資料3-3に記載された法テラスの紹介元機関として、被害者支援センターの項目はないが、これは、資料3-3のうち「その他（民間団体等）」に含まれるという趣旨か。

被害者支援センターが、「その他（民間団体等）」に含まれるかについて、直ちには確答できないが、被害者支援センターとの連携については、被害者支援センターから紹介してもらうよりも、法テラスから紹介するという形の連携の方が、多く実績に上がっているような認識である。

- 法テラスは、児童虐待等の被害者の法律相談を実施しているが、要保護児童対策地域協議会との連携はしているのか。

児童の関係では、無戸籍者問題などの関係で協議会に参加しているものの、今回、集計をした中では、要保護児童対策地域協議会との連携については未だ数字として上がってきていません。

(4) 意見交換

- ワンストップ支援センターについては、急性期の対応ができないとその意味が半減すると考えている。ワンストップ支援センターが緊急避妊や証拠採取、治療など、急性期に必要な支援を十分に提供できていないことの大きな要因として、認知度が低いことがあげられると思う。また、拠点の数が少ないと、24時間対応といつても、実際に面接や治療が24時間できるのかという問題もあると思う。ワンストップという理念や目指すところは正しいと思うが、その形態の拡充だけにこだわらず、多くの病院等において、犯罪被害者とりわけ性犯罪被害者に対する理解や研修を深め、広くあまねく支援が提供できる医療機関の体制を整えていくことが被害者にとって一番大事であると思う。
- ワンストップ支援センターは、弁護士と連携しているところは結構あり、法的支援を行っているところもある。しかし、法的支援を行っているところと行っていないところなどの、地域的なばらつきの実態が把握されていないというところが問題だと考えている。連携型・相談所の拠点型等の形態の違い、あるいは同形態においても、支援の方法・内容は各都道府県で異なっている。内閣府と連携していないものの、ワンストップ支援センターと同様の被害者支援を行っているところもある。内閣府において、ワンストップ支援センターに関する調査を行っているとは聞いているが、設置後の運用の実態の調査が大事であると考える。
- ワンストップ支援センターを訪れて法律相談をする被害者の視点で考えたとき、

法律相談の費用を自分が負担しなければならないのかという点が問題になると感じている。自分が負担しなければならないとすると、この程度で相談していいのかとか、費用をちょっと出せないということで、相談を控えるケースが出てくるのではないか。特に性被害の被害者は、若年の女性が多く、社会経験も少ないため、権威的に言われると、そうなのかなと言葉を飲み込んでしまい自分のことを主張できない女性も多い。だから、費用を心配しないで相談できるということはとても大事であると痛感している。また、法律相談の費用をワンストップ支援センターが負担するのかどうかも、ワンストップ支援センターが被害者に弁護士をつなぐ、そのつなぎやすさにもつながってくるのではないか。予算に限りがある場合、今後深刻な別の相談者が来るかもしれないから、予算をとっておかなければならぬという考え方で、目の前にとても悩んでいる女性がいても、積極的に弁護士による法律相談を紹介しないという自制が働くのではないか。そういう観点からいうと、ワンストップ支援センターが法律相談の費用を負担するという点も問題ではないか。

- 法テラスの法律相談は、法テラスの地方事務所等以外に、弁護士会の法律相談センターなどの指定相談場所において行っている。ワンストップ支援センターを通じて被害者に法律相談を実施する場合、被害者が安心して相談できるようにするため、ワンストップ支援センターでの法律相談が求められる場合も多い。しかし、ワンストップ支援センターが、指定相談場所となっていないため民事法律扶助を利用することができない場合もある。また、法テラスでは、出張相談という制度もあるが、法テラスや契約弁護士の事務所へ赴くことが困難であるという要件があり、事前申請して許可を得なければならないが、緊急を要する法律相談の場合はそういった事前申請等が難しい場合もある。契約弁護士の事務所へ赴くことができない訳ではないが、弁護士による法律相談を行うにあたり、その前後にワンストップ支援センターの職員と話をしてクールダウンした方が良い場合もある。このため、事前申請等の手間暇をかけずにワンストップ支援センターで法律相談を実施することができれば良いと考えている。なお、日弁連による委託援助では、出張相談という制度はない。
- ワンストップ支援センターの中には、懸命に被害者支援を行っているところもあるが、そのために逆に金銭的に困窮しているところもある。交付金については、使用することのできる期間が設定されており、長期的な計画を立てにくいという意見もある。
- ワンストップ支援センター、法テラス、弁護士会など被害者が最初に相談した入口がどこであっても、あらゆる相談が無料で受けられるという制度設計はできないか。
- 被疑者側の国選弁護人が、民事的な要素も色濃く含まれている被害者側との示談交渉において、国費で加算報酬が支給されるというのに対し、刑事訴訟においては訴訟の当事者ではないとはいえ、民事的な関係では対等な当事者である被害者が、被疑者側から示談交渉を求められたときに、被害者側にも、例えば国選の弁護人など何らかの手当てがなければ、非対称で不公平であるように感じる。この点については、制度的な措置を検討する余地があるのではないか。

- 民間団体による被害者支援は、共助という範疇に入ると思われる。様々な専門性のある機関や個人がそれぞれの職業的な立場から被害者支援に関わることももちろん重要であるが、そういう専門家ではない一市民の立場、被害者と対等な立場から無償のボランティアベースで支援を提供するということには、被害者が立ち直り社会への信頼を取り戻していく上で、職業として関わる専門家にはない非常に重要な意義を有すると考えている。行政が種々の被害者支援活動に対して公費を支出する場合も、ボランティアベースで活動している民間団体を活用する、民間団体の活動に着目していくことが今後一層求められるのではないか。現在、全国で約1,700人のボランティアの方々が、被害者支援に関する相当の研修、訓練を受けて、被害者支援に取り組んでいる。新たに様々な仕組みを立ち上げていくのは時間や費用もかかるため、今ある資源をどのように有効活用していくか、既存の警察や民間団体等との間の有機的な多機関連携の仕組みを整備していくことが極めて重要ではないか。
- 政策や制度を考えていく場合、政策、制度というのは現場に宿るというのが大原則である。やはり、今回の犯罪被害者支援の取組に関し、第三者が確認できるようなデータや情報の集積がやや不十分と感じる。第三者が確認できるようにしなければ、制度、政策に対する信頼性が十分確保できなくなる。
- 国が権力行為によって政策を行うということは、一定の普遍性がないといけない。ワンストップ支援センター、法テラス、弁護士によって提供されている公的財というものがどういう性格のものなのか、全て同じ性格なのか、そうでないのかを考えなければならない。簡単に言うと、排他性と競合性の問題であるが、そういうところを徐々に整理しないと制度としてどうしてもパッチワーク的になってしまい、被害者の皆さんとの問題が解決されないのでないか。
- 民間団体が行う被害者支援は、共助に当たり、そこに対して公助を負担するべきなのは、一つここでも議論になると思っている。
- 弁護士の犯罪被害者支援に対する公費負担の制度を拡充するということを検討するに当たっては、やはり国民の税金、一般財源から支出するという点には十分留意する必要があり、かつ、やるからには、犯罪被害者の方々の期待に十分応え得るものでなければいけないと思う。そういう点を担保するためには、単位弁護士会で、犯罪被害者支援に本当に精通した弁護士を養成するための活動を一層強化してもらうことが大前提にならうかと思う。研修内容や実績ができる限り定量的に明らかにして国民に分かるように示していく必要があると思う。仮に公費による犯罪被害者支援が、十分に犯罪被害者の期待に沿った活動ではない場合には、例えば、犯罪被害者から単位弁護士会に対し、苦情を申し立てる制度を充実させる、犯罪被害者に苦情申立ての制度を情報として伝えていくことも当然求められてくるのではないか。
- 精通弁護士の制度は、2006年に弁護士会と法テラスが協議をして、どういう弁護士を名簿に登載すべきかを検討し、その際に、名簿に登載する要件として、基本的には、弁護士会で行う研修を少なくとも2回受ける、さらに研修を1回、実務の犯罪被害者支援の経験があるということを最低限の要件とし、これに加え、各弁

護士会で更に上乗せの要件を設けているところもある。国選の被害者参加弁護士についても同様に、名簿の登載要件として、被害者支援の経験あるいは、少なくとも研修を1回以上受けることを最低限の要件とし、これに加え、各弁護士会で更に上乗せの要件を設けているところもある。研修については、基本的には、年に1回は日弁連で研修を企画し、各单位会でも別途研修を企画している。内容は、被害者に二次被害を与えないという基本的なものや、被害者支援をするに当たって必要な制度の勉強が主なものとなっていると思う。日弁連の被害者支援委員会からも各单位会に講師を派遣したりして各地で研修をやっている。例えば、愛知県弁護士会では、修習生に対し被害者の話を研修・講義という形で聞かせたり、1年目弁護士の研修の中でも、犯罪被害者支援について1コマ研修を行っており、被害者に関心がない弁護士や司法修習生にも、被害者支援業務が弁護士の業務の一つとして大事であるとまず知らう、その中で、関心がある人が更に研修を受け、名簿に登載する形になっている。精通弁護士の人数は、各单位弁護士会でなるべく対応体制ができるように十分確保していると思っている。例えば、女性の弁護士が足りないなどの個別の問題はあるが、体制整備のため、確保を進めている。被害者からの苦情に対しては、国選の被害者参加弁護士の選任時に、被害者からアンケートを聴取するようにしており、それをもって日弁連で確認している。また、被害者支援連絡協議会において、弁護士による支援について、肯定的な意見や、ちょっと否定的な意見があったという情報をもらって、それを弁護士会で受け止めて対応している。被害者支援の弁護士は、そんなに儲かる仕事ではないため、自発的にやりたい、やってもいいという人が多く、皆さん熱心に取り組んでおり、個別に一定の苦情はあるが、おおむね肯定的な評価を頂いていると思っている。

- 今回の議論は、犯罪被害者に対する支援弁護士の制度、これを厚くしていきましょうということ、いわゆる純粋公共財にしましょう、そちらに近づけていきましょうという話だと思う。民間部門であれば、他のところで行われている同じような支援とどういった点で違いがあり、どういう性格の違いがあるのかを明確にできるかどうかだと思う。弁護士による犯罪被害者支援に公費を入れるのであれば、ではNPOやその他の民間の方はどうなのかという、その部分をセットで議論すべきである。そういった部分との区分が明確に付ければ、当然純粋公共財にしていきましょうという考え方も正当化されると思う。必ず比較をしながら議論をするべき話であって、あとは制度設計時の概念の区分ができるのかが問題ではないか。
- 弁護士による犯罪被害者の支援といったとき、NPOなどの団体が行っている法律相談の話と、団体が紹介するなどして被害者と弁護士が個人でつながって法律相談等を行う場合と2つあると思う。前者については、その団体に対する公的支援の話になってくると思われる。一方、被害者と弁護士が個人的につながる場合がこの会議のスタートになっている。今、日弁連が行っている犯罪被害者法律援助事業とNPOなどの団体が行っているものとは排斥し合うものではなく、現状、被害者が弁護士につながるチャンネルがいろいろある中で、それを減らすというのは現実的ではないし、支援の後退となってしまう。既存の資源について、今話した2つが大きくあると考えて、支援制度を検討すると良いのではないか。

○ 弁護士による犯罪被害者支援に関するデータ・情報が不十分という話があったが、そこは様々な機関が保有する情報が個人情報であるなどの関係があるため、一定やむを得ないと考えている。もともと犯罪被害者がどのように困っているかというのは、隠れている問題で、特に性被害は隠れている問題である。弁護士がつながって支援した事例において、つながってよかつたということをデータとするのはなかなか難しい。弁護士が入ったために、やめるように説得されかけている被害届提出が進んだり、示談金が100万円単位で増えたりという事例があると、入って役に立っていることはあると言えるが、件数が少ないということで支援をしないと、まだ隠れている被害者に支援が届いていかない、データ・情報というところで切り捨てられると本当に困っているところへ支援が不十分になってしまうのではないか。